# 個人住民税所得割 非課税限度額を引き上げ

## 市税条例が一部改正されました

地方税法が一部改正されたことに伴い、今年の四月から市税条例も一部改正されました。主な改正点は、住民税所得割の非課税限度額の引き上げ、所得税の改正に合わせての控除対象配偶者扶養親族の所得限度額の引き上げ、雑損控除の方法の改正、寡夫控除の新設などです。

また今年は固定資産税の評価替えの年にあたっており、これに伴って負担調整措置の細分化も行われました。

### 住民税

#### 非課税限度額をさらに引き上げ

低所得者層の住民税の負担を軽減するため、五十六年度限りの措置として個人住民税の所得割の非課税限度額が引き上げられていましたが、これは五十七年度も継続し、さらに限度額が引き上げられることになりました。

五十六年度は、総所得金額等が二十七万円に家族数（本人、控除対象配偶者、扶養親族の合計数）を乗じた金額以下である人は、所得割が課税されませんでした。五十七年度は、この金額に控除対象配偶者、または扶養親族がある場合はさらに九万円を加えた金額以下の人が非課税になります。この措置によって、夫婦、子ども二人の給与所得者の住民税所得割の非課税限度額は、上の表のとおり百八十八万五千円になります。

#### 非課税基準を二十万円に

住民税の均等割だけを納める人の非課税基準が、十八万四千円から二十万円に引き上げられました。

#### 配偶者控除、扶養控除の所得要件を緩和

配偶者控除、扶養控除の所得要件が緩和されました。控除の適用要件である配偶者または扶養親族の給与所得等の限度額が、二十万円から二十九万円に引き上げられました。

#### 災害関連費用の雑損控除の方法を改正

住民税の雑損控除の対象とされる損失の範囲のほか、災害に直接関連して支出された費用についての雑損控除の方法が改正されました。これまでは、支出された金額が所得金額の十分の一相当額を超える金額となっていましたが、所得金額の十分の一相当額または五万円のいずれか低い金額を超える金額と改められたものです。

#### 控除額二十一万円の寡夫控除を新設

寡夫控除が新しく設けられました。妻と死別または離婚した人で、その所得金額が三百万円以下であり、老年者に該当しない人が所得税の基礎控除額相当額以下の所得の子どもがある場合に適用されます。控除額は二十一万円です。

### 固定資産税

#### 評価額は宅地で一・二九倍に

今年は固定資産税の評価替えも行われ、これに伴って税負担の調整を図るための負担調整措置が講じられました。この評価替えは、固定資産税を算出する基礎となる土地や家屋の評価額を、できるだけ実勢価格に近づけるよう三年に一回行われています。当市では、これら制度の改正をまって、先ごろ評価替えによる昭和五十七年度分固定資産課税台帳の縦覧を終わりました。

宅地では、市中心部の商業地区の路線価地区や住宅地区、村落地区とそれぞれに立地、道路交通、環境などの条件によって各地域の上昇率の違いはありますが、五十四年度の評価額にくらべ二九％アップとなりました。ちなみに三年前の五十四年度は二五％、五十一年度は四〇％の上昇率でした。

また農地（田、畑）や山林は平均で一〇％、その他の池沼、原野、雑種地などは平均で約八％の上昇率になりました。

#### 負担調整率をさらに細分化

土地については、その利用の状態によって住宅用地、非住宅用地、農地等と区分されていますが、今回の改正で五十七年度分から五十九年度分までは、評価替えに伴う税負担の調整を図るため、新評価額の昭和五十六年度分課税標準額に対する上昇率の区分に応じて、左の表のように負担調整率を前年度の税額に乗じて得た額を限度とすることになりました。

なお市街化区域内農地は近辺の宅地に類似した評価額に見合う評価替えが行われましたが、税金については宅地並み課税は行われず、一般農地と同じ方法となります。また宅地造成をしたままのところ（非住宅用地）に専用住宅を建てた場合、住宅用地の適用地となって土地の分の税金が安くなりますし、地目の変換や土地の利用状況が前年と変わったときは、前の課税標準額を再計算して適正な税額が算出されます。

**改正による住民税所得割の非課税限度額**

| 区分 ＼ 家族の構成 | 夫婦・子2人 |
|---|---|
| 改正による非課税限度額 (A) | 1,885千円 |
| 現行の課税最低限 (B) | 1,757 |
| (A) − (B) | 128 |

1．この表は給与所得者について作成したものです。
2．夫婦、子ども2人の給与所得者の場合、非課税基準の金額は117万円（27万円×4人＋9万円）で、給与所得控除を加味した収入金額レベルで示した非課税限度額は188万5000円になります。

| 区分 | 上昇率 | 負担調整率 |
|---|---|---|
| 宅地等 | 1.3倍以下のもの | 1.1 |
| | 1.3倍を超え1.5倍以下のもの | 1.15 |
| | 1.5倍を超え1.7倍以下のもの | 1.2 |
| | 1.7倍を超え1.9倍以下のもの | 1.25 |
| | 1.9倍を超えるもの | 1.3 |
| 一般農地 | 1.15倍以下のもの | 1.05 |
| | 1.15倍を超え1.3倍以下のもの | 1.1 |
| | 1.3倍を超え1.5倍以下のもの | 1.15 |
| | 1.5倍を超えるもの | 1.2 |

#### 在来分の家屋の評価額はすえおきに

在来分の家屋については、原則として今までの評価額がすえおかれました。

また五十七年度から新しく課税されることになった新・増築分の家屋等（五十六年中に建てられたもの）は、改正された評価基準によって計算のうえ評価額が決まりました。これによると、五十五年中に建てられた専用住宅と比較して、おおよそ三〇～二五％の上昇幅になるものと見込まれます。

### 長期譲渡所得

#### 課税方法などが改正されます

長期譲渡所得の課税の特例が次のように改正されます。これは所得税は五十七年分から、住民税は五十八年度分から適用されます。

**①長期・短期の区分の改正**

譲渡のあった年の一月一日において所有期間が十年を超えるかどうかにより、長期・短期を区分することになりました。これまでは昭和四十四年一月一日以前からの所有が長期、それ以後の所有が短期と区分されていました。

**②課税方法の改正**

特別控除後の譲渡益四千万円以下の部分は従来どおりですが、四千万円を超える部分については、二分の一相当額と他の所得との総合課税によって課税されることになります。なお従来の四千万円を超え八千万円までは二分の一、八千万円を超える部分は四分の一相当額が課税されることになります。

**③居住用財産の買い替えの特例**

自己の居住用に使っていた家屋及び敷地（居住用財産）の譲渡の前年または翌年に、代替の居住用財産を取得した場合は、一定の要件により、三千万円の特別控除か、買い替えによる特例かのいずれかを選択できることになりました。ただし、譲渡のあった年の一月一日において、所有期間が十年を超えるものに限ります。

#### ガス税の免税点が引き上げられます

ガス税の免税点が、六月一日から引き上げられます。現行一万円の免税点が一万二千円になります。

□対象…災害により負傷したり、家屋が損壊した人など
□貸付金額…十万円以上三十万円まで
□貸付利率…年六・〇％
□貸付期間…三年以内

**新潟県離職者生活安定資金貸付制度**

□対象…現在離職中で求職活動を行っている人
□貸付金額…十万円以上三十万円まで
□貸付利率…年四・五％
□貸付期間…三年以内



| | 貸付限度額 | 貸付期間 | 貸付利率(年) |
|---|---|---|---|
| 産業育成資金 | 350万円以内 | 3年以内 | 信保付6.35%<br>その他6.85% |
| 小規模事業振興資金 | 300万円以内 | 4年以内 | 7.10% |
| 中小企業近代化資金 | 法人・個人500万円<br>組合1000万円以内 | 7年以内 | 7.35% |

#### 制度融資を改正 貸付限度額を引き上げ

市では、中小企業の皆さんの資金需要にこたえるため、産業育成資金や小規模事業振興資金、中小企業近代化資金の制度融資を行っています。ぜひご利用ください。

なお四月一日から、産業育成資金の貸付限度額が三百万円から三百五十万円に、小規模事業振興資金の貸付限度額が二百五十万円から三百万円に、それぞれ引き上げられています。

また信用保証料の補給も、「貸付額が百万円を超え、二百五十万円以下の場合は一％を補給」が「百万円を超え、三百万円以下の場合は一％を補給」というように改められました。

融資についてのくわしいことは、商工観光課（☎4―二一一一内線二四七）へおたずねください。

#### 離職者に生活安定資金を県が貸し付けます

県では、新潟県中小企業従業者災害対策資金貸付制度と新潟県離職者生活安定資金貸付制度を実施します。

申し込みは、昭和五十八年三月二十日まで労金新津支店（☎3―〇一一五）で受け付けています。くわしいこともお問い合わせください。

**新潟県中小企業従業者災害対策資金貸付制度**

お買物、ご用命は市内で

祝儀・仏事式菓子
ニイツ銘菓雪かこい
駿河屋
ニイツ本町二
TEL (2) 0543

銘菓・栗太郎
田家屋
ニイツ本町四
TEL (2) 0430

らくらくクレジット3～20回払い!!
写真のよきパートナー
コダカメラ
新津市本町2丁目　☎2-0583

公文式数学・国語教室
山谷町教室☎02502(2)2458
新津市山谷町一丁目　福王寺
小嶋　史

公文式数学・英語教室
滝谷町教室☎02502(4)1461
新津市滝谷町8―46
石川史子